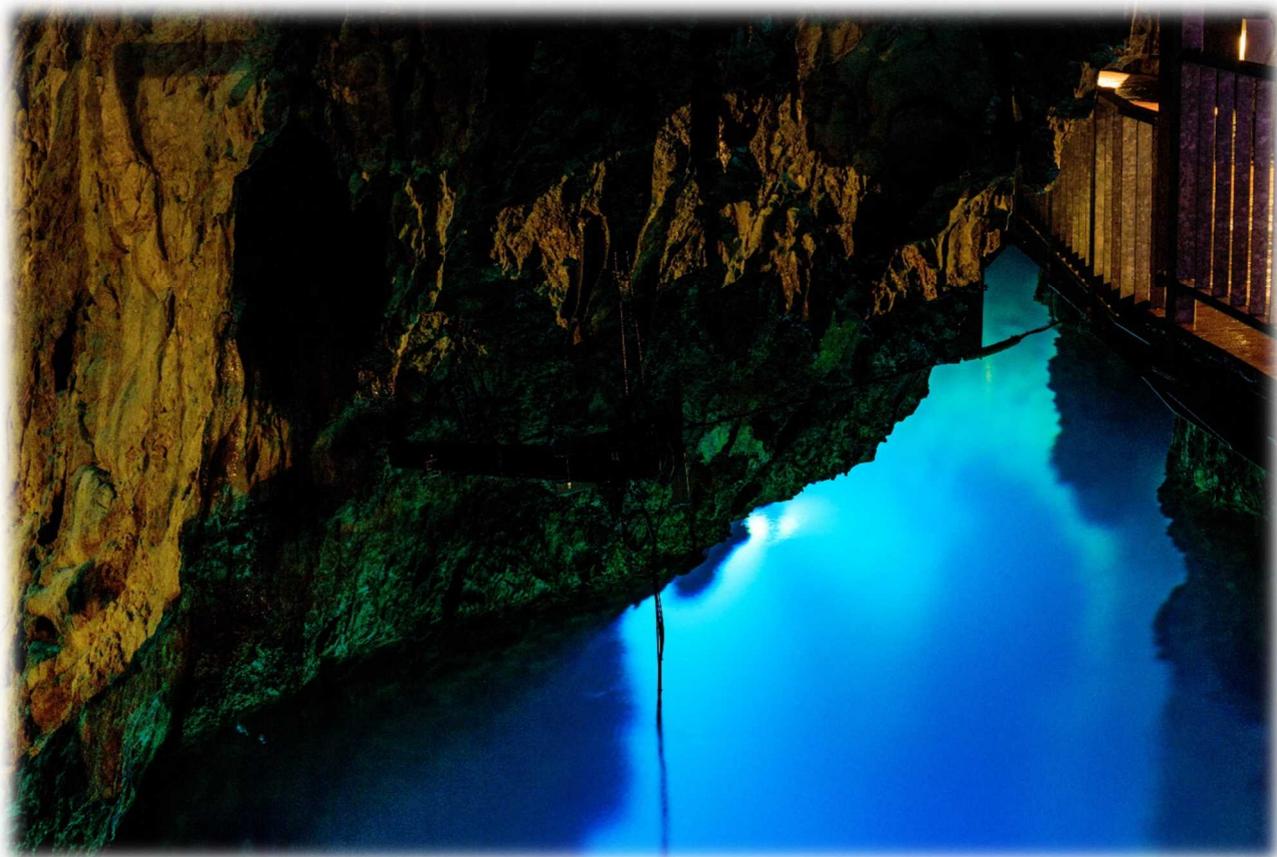


令和5年度 行政運営方針



(龍泉洞 地底湖)



厚生労働省 岩手労働局

令和5年度 岩手労働局行政運営方針 目次

第1 労働行政を取り巻く情勢

1 社会経済情勢

- (1) 社会経済の構造的な変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 最近の経済情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 雇用をめぐる動向

- (1) 最近の雇用情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 若者の雇用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 高年齢者の雇用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 女性の雇用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (5) 非正規雇用（短時間）労働者の雇用状況・・・・・・・・・・・・ 3
- (6) 障害者の就労促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (7) 職業訓練の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3 労働条件等をめぐる動向

- (1) 申告・相談等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 労働時間の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 賃金の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 労働災害・労災補償の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2 誰もが働きやすい職場づくり

1 賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進

- (1) 賃金の引上げに向けた生産性向上等に
取り組む企業への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 最低賃金制度の適切な運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 未払賃金立替払の確実・迅速な実施・・・・・・・・・・・・ 7
- (4) 家内労働対策の推進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

- (1) 長時間労働の抑制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 労働条件の確保・改善対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (3) 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に
働くことができる環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (4) 労災保険給付の迅速・適正な処理・・・・・・・・・・・・ 14
- (5) 総合的なハラスメント対策の推進・・・・・・・・・・・・ 15
- (6) 総合労働相談に対する適切な対応・・・・・・・・・・・・ 15
- (7) 職場における感染防止対策等の推進・・・・・・・・・・・・ 15

3 柔軟な働き方がしやすい環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第3 ハローワークの支援の充実、円滑な労働移動等の推進

1 ハローワークの支援の充実

- (1) デジタル化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (2) 人手不足分野の人材確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (3) 地域のニーズに対応した職業訓練の実施、活用促進・・・・・・・・ 16
- (4) 自治体との連携による雇用対策の推進・・・・・・・・ 17

2 円滑な労働移動等の推進

- (1) 雇用維持及び在籍型出向の取組の支援・・・・・・・・ 17
- (2) 賃金上昇を伴う労働移動の推進等・・・・・・・・ 17

第4 多様な人材の活躍促進

1 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

- (1) 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保・・・・・・・・ 17
- (2) 男性が育児休業を取得しやすい環境の
整備に向けた企業の取組支援・・・・・・・・ 18
- (3) ハローワークのマザーズコーナー等による
子育て中の女性等に対する就職支援・・・・・・・・ 18

2 若者、非正規雇用労働者等への支援

- (1) 若者への就職支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (2) 就職氷河期世代の活躍支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (3) 地方自治体と連携した生活困窮者等に対する就労支援・・・・・・・・ 20
- (4) 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない
公正な待遇の確保等・・・・・・・・ 20
- (5) 改正職業安定法の施行及び人材ビジネス事業者
への指導監督の徹底・・・・・・・・ 20

3 高齢者、障害者、外国人労働者に対する支援

- (1) 高齢者の就労・社会参加の促進・・・・・・・・・・・・ 20
- (2) 障害者の就労促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (3) 外国人労働者に対する支援・・・・・・・・・・・・・・ 21

【資料編】

- 1 令和5年度岩手労働局主要業務予定表・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 令和5年度岩手労働局広報計画表・・・・・・・・・・・・・・ 25

令和5年度 岩手労働局行政運営方針

第1 労働行政を取り巻く情勢

1 社会経済情勢

(1) 社会経済の構造的な変化

岩手県内の人口は、昭和36年の144万9千人をピークに増加から減少に転じ、平成11年以降は死亡者数が出生者数を上回る「自然減」となったことも重なり、令和4年10月現在では約118万人（前年同期比約1万6千人減）と減少傾向が続いている（岩手県「岩手県人口移動報告年報」）。

また、岩手県の生産年齢人口は、平成27年の74万人から30年後の令和27年には42万1千人と大幅に減少するとの推計が示されている（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」）。

このように岩手県においては今後も人口の減少、少子・高齢化が急速に進行する状況にあることから、引き続き、地域社会や産業を支える労働力の確保が重要な課題となっている。

(2) 最近の経済情勢

県内経済は、一部に弱さがみられるものの、基調としては緩やかに持ち直している。

最終需要の動きをみると、公共投資は、下げ止まっている。設備投資は、増加している。個人消費は、持ち直しの動きが進捗している。住宅投資は、下げ止まりつつある。この間、生産は、持ち直しの動きが足踏みしている。雇用・所得環境は、改善している。消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。（日本銀行盛岡事務所「岩手県金融経済概況（2023年1月）」）。

2 雇用をめぐる動向

(1) 最近の雇用情勢

有効求人数は、コロナ禍で大幅に減少していたが、令和4年4月以降、自動車・半導体関連産業や食料品製造を中心とした製造業のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けてきた宿泊・飲食業、生活関連サービス業など多くの産業で求人数が増加傾向にあるなど、持ち直しの動きがみられる。

有効求職者数をみると、経済活動の活発化に伴い、在職者を中心に求職活動意欲に高まりがみられる一方、事業主都合離職者は落ち着いた状況にあり、コロナ禍における雇用調整助成金等の各種雇用維持施策の効果等が続く中、有効求職者数に大きな動きはみられない。

そうした状況から、令和4年平均の有効求人倍率（原数値）は1.34倍と、令和3年平均の1.19倍を上回る状況となるなど、令和元年（コロナ禍前）平均の1.39倍までには回復していないものの、県内の雇用情勢は緩やかな回復傾向にある。

しかしながら、物価上昇や米欧中経済の減速懸念など、景気を下押しさせる要因も多く、雇用情勢への影響を十分注意してみていく必要がある。

（2）若者の雇用状況

令和5年1月末現在における令和5年3月新規学校卒業予定者の就職内定率を見ると、大学については82.1%と前年同期比2.1ポイント減少、高校については97.3%と前年同期比2.2ポイント上昇した。

また、前年と比べ新型コロナウイルス感染症による影響があまり見られず、県外就職への動きがあるものの、近年の県内志向の高まりもあり、県内就職割合は、大学41.7%、高校73.2%と高い水準となっている。

一方、岩手県内の平成31年3月新規学校卒業就職者の3年以内離職率は、高校35.3%（全国35.9%）、短大等37.9%（同41.9%）、大学33.5%（同31.5%）となっており、高卒・短大等は全国平均より低く、大学は全国平均より高い状況にある。

（3）高年齢者の雇用状況

令和4年6月1日現在の高年齢者の雇用状況は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく65歳までの雇用確保措置を実施している民間企業等（常時雇用する労働者が21人以上の事業主）が99.9%となっている。

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業割合は36.4%と前年から3.7ポイント増加し、全国平均の27.9%を上回っており全国3位になっている。

また、新規求職者の状況をみると、全年齢に占める65歳以上の割合は、令和5年1月現在15.0%で、前年同月（14.5%）を0.5ポイント上回っており高年齢の求職者が増加傾向である。

（4）女性の雇用状況

令和3年12月末の岩手県内の女性の常用労働者数は20万6千人で、前年同期と同様、常用労働者全体に占める割合についても49.2%（全国47.2%）と、前年を0.5ポイント下回っている（厚生労働省「毎月勤労統計調査（事業場規模5人以上）」）。

また、令和3年における一般労働者の所定内給与額の男女間格差は、男性を100とした場合、女性は79.1（全国75.2）で、格差は縮小傾向にある（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）。

育児休業の取得率は、令和4年度調査結果によると、女性が83.5%、男性は19.9%となっている（岩手県「企業・事業所行動調査」）。

（5）非正規雇用（短時間）労働者の雇用状況

令和3年の県内常用労働者数（41万8千人）に占めるパートタイム労働者（10万5千人）の割合は25.1%で、前年（25.4%）を0.3ポイント下回っている。（厚生労働省「毎月勤労統計調査（事業場規模5人以上）」）

また、令和3年の一般労働者と短時間労働者の賃金格差は、一般労働者の所定内給与額を時給換算したものを100とした場合、短時間労働者は71.6（全国74.3）となっている（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）。

（6）障害者の就労促進

令和4年6月1日現在の公的機関における障害者の雇用状況は、岩手県の機関の雇用障害者数は278.0人で、前年より9.9%（25.0人）増加、実雇用率は2.77%と、前年に比べ0.27ポイント上昇した。市町村の機関の雇用障害者数は384.0人で、前年より4.9%（18.0人）増加、実雇用率は2.59%と、前年と比べ0.06ポイント上昇した。教育委員会の雇用障害者数は237.5人で前年より1.7%（4.0人）減少、実雇用率は2.52%と、前年と同様であった。

また、法定雇用率の達成状況については、市町村の機関で48機関のうち13機関で未達成となっている。

民間企業（常時雇用する労働者が43.5人以上の事業主）の雇用障害者数は、3,530.5人と前年より0.9%（32人）減少したが、実雇用率については、過去最高の2.38%（全国20位）と全国平均（2.25%）を上回り、法定雇用率（2.3%）も上回った。また、法定雇用率を達成している民間企業の割合は58.9%（全国15位）と前年より0.1ポイント、全国平均（48.3%）より10.6ポイント高くなっている。

（7）職業訓練の実施状況

令和4年度の公共職業訓練（離職者訓練）の受講者数は1,405人で、うち委託訓練が1,150人（定員充足率84.0%）、施設内訓練が255人（定員充足率72.6%）となっており、受講者数は委託訓練、施設内訓練ともに微増となっている。また求職者支援訓練は、令和4年7月よ

り雇用保険受給者が受講指示の対象となったこともあり、350人（充足率65.1%）と前年を上回る受講者数となっている。

就職率は、委託訓練75.9%、施設内訓練80.3%、求職者支援訓練は基礎コース77.8%、実践コース68.6%となっており、国が定める目標値（委託訓練75%、施設内訓練80%、基礎コース58%、実践コース63%）を上回る状況である。

※ 受講者数・定員充足率は令和4年4月から令和5年1月末時点まで、就職率は令和4年10月までに修了した訓練コースの修了3か月後の実績。なお、就職率の算定にあたっては、施設内訓練、委託訓練は就職先が雇用保険適用外も含むが、求職者支援訓練は就職先が雇用保険適用のみとされている。

3 労働条件等をめぐる動向

(1) 申告・相談等の状況

ア 申告等

令和4年に岩手県内の各労働基準監督署(以下「監督署」という。)が労働基準関係法令違反の申告を処理した件数は、155件と前年(193件)を下回り、長期的には減少傾向となっている。

申告処理件数の内訳を見ると、「賃金不払」が全体の79.4%(前年65.8%)、次いで「最低賃金」が15.5%(前年5.5%)であり、その両方で全体の94.8%を占めている。

また、新型コロナウイルス感染症緊急対応を重点とする監督指導を16件実施した。

イ 労働相談等

令和5年1月末現在で岩手県内8か所に設置している「総合労働相談コーナー」に寄せられた総合労働相談件数は9,378件(前年同期8,832件)と、平成24年度以降増加傾向で推移している。このうち民事上の個別労働紛争に係る相談件数は、3,095件で前年同期(2,950件)に比べ増加している。相談内容では、いじめ・嫌がらせの相談件数が939件と前年度に引き続き一番多くなっている。

一方、助言・指導の申出件数は、50件(前年同期54件)、あっせんの申請件数は25件(前年同期28件)と、いずれも前年同期に比べ減少している。また、岩手労働局が把握した使用者による障害者虐待件数は、令和3年度で23件(前年度35件)と前年度に比べ減少している。

(2) 労働時間の状況

令和3年における岩手県内の一人平均年間総実労働時間は1,813時間と、前年に比べて17時間増加している（厚生労働省「毎月勤労統計調査（事業所規模30人以上）」）。

また、令和3年における労働者一人平均年次有給休暇取得率は58.6%と、前年（56.1%）に比べて2.5ポイント上昇している（全国中小企業団体中央会「中小企業労働事情実態調査」）。

（3）賃金の状況

令和3年における岩手県内の一人平均月間所定内給与額は232,390円となっており、令和2年（229,742円）と比較して1.15%増加したが、令和3年における全国の一人平均月間所定内給与額273,186円を40,796円下回った。

なお、全国平均を100とした岩手県内と全国の一人平均月間所定内給与額の差は、過去10年で、82.07から84.77までの間で拡大と縮小を繰り返しており、令和3年は85.07となっている（厚生労働省「毎月勤労統計調査」事業所規模30人以上、調査産業計）。

（4）労働災害・労災補償の状況

ア 労働災害

令和4年（令和5年1月末現在速報値）における岩手県内全産業の休業4日以上死傷者数は2,295人（うち死亡者数21名）と前年同期比で806人、54.1%の増加となり、死亡者数は3人、16.7%増加した。

また、死傷者数2,295人のうち、新型コロナウイルス感染症による労働災害が822人となっている。

業種別で死傷者数が増加している業種は製造業358人（前年同期比39人、12.2%増）、運輸交通業175人（同34人、24.1%増）、畜産・水産業73人（同3人、4.3%増）、商業215人（同31人、16.8%増）、保健衛生業892人（同712人、395.6%増）となり、死傷者数が減少している業種は鉱業6人（同2人、25.0%減）、建設業248人（同7人、2.7%減）、農林業67人（同2人、2.9%減）、通信業28人（同1人、3.4%減）、接客娯楽業69人（同9人、11.5%減）となっている。貨物取扱業については3人で、増減がなかった。

事故の型別では、新型コロナウイルス感染症を除くと「転倒」が465人（構成比20.3%）と最も多く、次いで「墜落・転落」202人（同8.8%）、「動作の反動・無理な動作」167人（同7.3%）、「はさまれ・巻き込まれ」158人（同6.9%）の順となっている。

年代別では「50代」が585人（構成比25.8%）と最も多く、次い

で「60代以上」521人（同22.7%）、「40代」481人（同21.0%）の順となっている。

イ 労災補償

令和3年度における岩手県内の労災保険給付の新規受給者数は7,300人となっており、令和2年度の7,067人から233人（3.3%）増加した。

令和5年1月末現在の過重労働等を要因とした脳・心臓疾患事案に係る労災請求件数は3件（昨年度8件）、精神障害事案に係る労災請求件数は12件（うち自殺2件（昨年度15件（うち自殺0件））となっている。

また、石綿関連疾患に係る労災請求件数は5件（昨年度7件）、石綿救済法に基づく特別遺族給付金の請求件数は1件（昨年度2件）となっている。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る労災請求件数は、令和5年1月末現在で1,014件（昨年度96件）となっている。

第2 誰もが働きやすい職場づくり

1 賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進

(1) 賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

最低賃金・賃金の引上げのため、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業主に対し、業務改善助成金の活用促進による賃金引上げを支援するとともに、「岩手働き方改革推進支援センター」において、生産性向上等に取り組む事業者等に対して支援を行う。

また、他省庁及び関係機関における賃金引上げに資する助成制度等の活用についても、引き続き周知を図る。

さらに、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、政府一体となって取組を進めることとされているところであり、労働局及び監督署においても、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行う。

あわせて、監督署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行う。

(2) 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図るセーフティネットであることから、適切に機能させていくこ

とが重要である。

このため、岩手県内の経済情勢や雇用動向などを的確に把握し、岩手地方最低賃金審議会の円滑な運営を図るとともに、改定された最低賃金については、岩手県、各市町村、労使団体等の協力を得ながら周知を徹底する。

また、最低賃金の履行確保に問題があると考えられる業種等を的確に捉えた監督指導を行う。

(3) 未払賃金立替払の确实・迅速な実施

企業倒産に伴い賃金が支払を受けられないまま退職した労働者の救済を図るため、不正受給防止に留意しつつ、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用する。

(4) 家内労働対策の推進等

家内労働対策については、「第14次最低工賃新設・改正計画」に従い、最低工賃の改正等に取り組む。

また、委託者、家内労働者及び関係団体に対し、改正最低工賃の周知徹底を図る。

なお、委託者に対し、家内労働手帳の交付、危害防止措置の徹底等を指導し、委託条件の明確化、工賃支払の適正化及び適切な安全衛生措置の確保を推進させ、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図る。

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制

ア 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援
「岩手働き方改革推進支援センター」によるきめ細かな支援を行う。また、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成（働き方改革推進支援助成金）を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。

全ての監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち「労働時間相談・支援班」において、労働法令や働き方改革等に係る説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問を実施し、改正労働基準法をはじめ、勤務間インターバル、テレワーク等の新しい働き方に対応した適切な労務管理についてきめ細かな相談・支援等を行う。

また、勤務間インターバル制度について、導入マニュアルや中小企業が活躍できる働き方改革推進支援助成金を活用して、長時間労働が懸念される企業等への導入促進を図る。

イ 時間外労働の上限規制適用猶予事業・業種への労働時間短縮等に向けた支援

令和6年4月から、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた医師、自動車運転者、建設業等についても、上限規制が適用されることとなる。

医師については、岩手県医療勤務環境改善支援センターなどと連携し、医療機関への適切な支援を行うとともに、宿日直許可申請等に関する医療機関からの相談に対し、懇切丁寧な対応を行う。

自動車運送業については、令和6年4月から適用される改正後の改善基準告示について労働時間等説明会等においても丁寧に周知を行うとともに、労働者の運転免許取得のための職業訓練等の支援を行う。特にトラック運送業については、労働局に編成した「荷主特別対策チーム」において、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等についての監督署による要請と、その改善に向けた労働局による働きかけを行う。また、「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」の教示等を行い、必要に応じて利用勧奨を行う。

建設業については、長時間労働の抑制等に向けた支援を行うとともに、「働き方改革推進支援センター」のうち、本省が委託する全国センターに、建設業への専門的な支援を行う特別相談窓口を新たに設置するため、必要に応じて、窓口の教示等を行う。

なお、これら適用猶予事業・業種に対しては、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金（働き方改革推進支援助成金）の活用を促進し、支援を行う。

ウ 長時間労働の抑制に向けた監督指導体制の強化等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施する。

また、「過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）」に

に基づき、過労死等防止啓発月間において「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催や民間団体の活動に対する支援等を行うほか、過労死等防止啓発パンフレット等を活用し、過労死等の防止について周知啓発を行う。

時間外・休日労働に係る労使協定（36 協定）未届事業場や新規起業事業場等に対し、委託事業による労働条件に係る相談支援を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等、きめ細かな相談支援を実施する。

エ 長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止については、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、集中的な周知啓発を行うなど、引き続き、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」に基づき、関係省庁と連携を図りつつ、その防止に努める。

働き方改革の推進に向けた中小企業における労働条件の確保・改善のため、下請中小企業等に監督指導を実施した際、労働基準関係法令違反が認められなくても、親事業者等の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等の違反が疑われる場合には、その通報趣旨を丁寧に説明の上、中小企業庁、公正取引委員会及び国土交通省に確実に通報する。

オ 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

働き方改革関連法により、年次有給休暇の時季指定義務が適用されているところ、監督指導時には、法改正の趣旨に沿った適正な運用が行われているか確認するとともに、各種研修会等においてパンフレット等を活用し法制度の説明を行うほか、年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、時間単位年次有給休暇の導入促進を行うとともに、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行う。

また、地域のイベントや学校休業日の分散化（キッズウィーク）に合わせて年次有給休暇が取得できるよう取り組むとともに、病気休暇、ボランティア休暇等の特別休暇についても、働き方改革推進支援助成金を活用しつつ、企業への導入を図る。

カ 労働施策総合推進法に基づく協議会等について

労働施策総合推進法に基づく協議会は、中小企業・小規模事業者の働き方改革が円滑に進むよう、また、地方版政労使会議は、地域における若者や非正規雇用労働者等の労働環境や処遇の改善等に向けた機運が高まるよう、地域の政労使の代表者の協力を得て、それぞれの会議体を開催する。

(2) 労働条件の確保・改善対策

主として「働き方改革」の推進に関連した上記(1)の取組と新型コロナウイルス感染症の影響による大量整理解雇等に関する情報収集及び関係部局間での情報共有に努め、関係部局と連携を図り、適切な労務管理がなされるよう啓発指導を実施することに併せて、一般的な労働条件の確保・改善のため以下の取組を推進する。

ア 法定労働条件の確保等

管内の実情を踏まえつつ、事業場における基本的な法定労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図らせ、これを定着させることが重要であり、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処する。

さらに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を周知徹底し、監督指導において当該ガイドラインに基づく労働時間管理が行われているか確認するとともに、違法な時間外・休日労働や賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導する。

加えて、常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」や労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」について、あらゆる機会を捉えて周知し活用の促進を図るとともに、労働関係法令の知識付与のため、高校生・大学生等を対象とした労働法教育等に係るセミナーを開催する。

イ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

技能実習生を含めた外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者等の法定労働条件を確保するため、関係機関との連携のもと相互通報制度を運用しつつ、労働基準関係法令の遵守の徹底を図る。

ウ 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

「労災かくし」を排除するため、その防止に向けた周知・啓発を

図るとともに、引き続き、労災補償担当部署と監督・安全衛生担当部署間で連携を図りつつ、事案の把握及び調査を行い、「労災かくし」が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処する。

エ 資金移動業者の口座への賃金支払に関する周知及び指導について
令和5年4月1日より、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への賃金の資金移動による支払が認められることとなったため、労働者及び使用者に対し制度の周知を図るとともに、法令違反が疑われる事案を把握した場合は速やかに必要な指導を行う。

(3) 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

第13次労働災害防止計画の最終年である令和4年12月末時点での死傷者数は2,094人を数え、第13次労働災害防止計画の目標である計画の最終年における死傷者数1,285人を既に809人上回っている。

また、死亡者数については、16人以下とする目標に対し、令和4年12月末時点で21人となっている。

死傷者数増加の要因としては、新型コロナウイルス感染症による被災者数が686人と死傷者数の約33%を占めたほか、1月から3月までの積雪・凍結期における転倒災害が過去10年平均の約1.6倍となる228件発生したことが挙げられる。

本年度から新たに取り組む第14次労働災害防止計画においては、以下の取組を中心に労働災害防止を図る。

ア 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための周知啓発

労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることから、事業者に対し、全国安全週間や全国労働衛生週間などにおいて実施される指導会やパトロール等、様々な機会を通じて安全衛生対策に取り組む必要性や意義、経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを含め、積極的に周知啓発を行い、自発的な安全衛生対策の取組の促進を図る。

さらに、発注者に対しては安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないことや安全衛生対策経費の確保の必要性の周知、消費者・サービス利用者に対しては事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解を促す。

イ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

近年増加傾向にあり、中高年齢の女性をはじめ発症率が高い「転倒」、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）防止対策については、労働災害のうち行動災害の占める割合が特に多い小売業や介護施設についてSAFE協議会の設置・運営、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、管内全体の労働災害防止に係る機運醸成を図る。

さらに、例年12月から2月にかけて転倒災害が多発する傾向にあることから、「いわて年末年始無災害運動」及び2月を重点取組期間としている「STOP!転倒災害プロジェクト」を通じて、冬季間の転倒災害の防止を図る。

ウ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)及び中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金(エイジフレンドリー補助金)の周知を図るとともに、障害のある労働者の安全衛生対策についても促進を図る。

エ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正省令が令和5年4月1日より施行されるため、事業場に対して指導、周知・啓発を図る。

オ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業については、貨物自動車における荷役作業での労働災害を防止するため、昇降設備の設置や保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を最大積載量2トン以上に拡大することやテールゲートリフターの特別教育などを内容とする改正労働安全衛生規則改正等について指導、周知を図る。また、荷主等も含め、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を行い取組の促進を図る。

建設業については、墜落・転落災害防止対策の充実強化のため、一側足場の使用範囲の明確化、足場点検者の指名の義務化を内容とする改正労働安全衛生規則や関係ガイドラインの改正等について指導、周知を図るとともに、東北6局長建設工事一斉パトロール等を

通じ、引き続き建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。

製造業については、機械災害の防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造時及び使用時のリスクアセスメント、残留リスクの情報提供の確実な実施を促進する。

林業については、伐木作業時の死亡労働災害が多発していることから「チェーンソーによる伐採作業等の安全に関するガイドライン」「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の周知徹底を図り、林業における労働災害、特に死亡労働災害の防止対策を促進する。

カ 労働者の健康確保対策の推進

(ア) メンタルヘルス対策等

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行う。

また、改正された「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）」に基づくコラボヘルスの取組を推進するため、医療保険者に対する定期健康診断に関する記録の写しの提供についても併せて周知を行う。

(イ) 産業保健活動の推進

中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援するため、岩手産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）が行う産業医等の産業保健スタッフや事業者向けの研修、地域産業保健センターによる小規模事業場への医師等の訪問支援、(独)労働者健康安全機構による団体経由産業保健活動推進助成金等について利用勧奨を行う。

治療と仕事の両立支援に関する取組の促進については、引き続きガイドライン等の周知啓発を行うとともに、労働局に設置する「地域両立支援推進チーム」の活動を通して、両立支援に係る関係者（岩手県、医療機関、企業、労使団体、産保センター等）の取組を相互に周知・協力する等により、地域の両立支援に係る取組の効果的な連携と一層の促進を図る。

また、主治医、会社・産業医と両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を推進する。このため、地域両立支援推進チーム等を通じて地域の関係者に両立支援コーディネー

ターの役割についての理解の普及を図るとともに、(独)労働者健康安全機構で開催する養成研修の周知・受講勧奨を図る。

キ 新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

令和4年2月及び5月に公布された新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令について、その円滑な実施のため引き続き周知を図るとともに、SDS（安全データシート）等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づくばく露低減措置が適切に実施されるよう丁寧な指導を行うとともに、呼吸用保護具の適正使用に係るフィットテストの円滑な導入に向け補助金制度の活用を含めた周知を行う。

建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、令和2年7月に改正された石綿障害予防規則に基づく措置の履行確保のため、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨及び当該講習の修了者による調査の徹底、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、並びにリフォーム等も含む解体等工事の発注者への制度の周知を図る。

また、建設アスベスト給付金制度についても周知啓発を図る。

(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

ア 過労死等事案等に係る迅速かつ適正な労災認定

労災保険給付の請求について、標準処理期間内に完結する迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期する。

特に、脳・心臓疾患事案及び精神障害事案（過労死等事案）については、労働局・監督署一体となった組織的な管理体制の下、認定基準等に基づいた迅速かつ的確な調査及び認定を行う。

また、労災請求、調査及び認定の各段階において、労災補償担当部署と監督・安全衛生担当部署間で必要な情報を共有するなど密接に連携し組織的な対応を徹底する。

イ 新型コロナウイルス感染症に係る的確な労災補償の実施

新型コロナウイルス感染症に係る労災補償について、罹患後症状も含め、労災保険給付の取扱い等について積極的に周知を行うとともに、認定基準等に基づき、迅速かつ的確な調査及び認定を行う。

ウ 請求人等への懇切・丁寧な対応

労災保険の窓口業務等について、相談者等に対する懇切・丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底する。

(5) 総合的なハラスメント対策の推進

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により法の履行確保を図る。

就職活動中の学生等に対するハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為いわゆるカスタマーハラスメントについては、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図り、自主的な取組を促す。

さらに、職場におけるハラスメント撲滅に向けて、12月の「職場のハラスメント撲滅月間」を中心に集中的な周知啓発を実施する。

(6) 総合労働相談に対する適切な対応

職場における各種ハラスメントや労働条件等のあらゆる労働問題に関してワンストップで対応するため、県内全監督署に設置している「総合労働相談コーナー」によるきめ細やかな相談対応を行う。

また、労働局長による助言・指導の効果的な実施や紛争調整委員会によるあっせんの迅速な対応等により、個別労働紛争の早期の解決を促進する。

さらに、管内の労働相談対応や個別労働紛争の迅速解決のため、労働局内各部との連携のほか、労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催等、また、使用者による障害者虐待については、相互通報制度の運用等により関係機関との連携強化を図る。

(7) 職場における感染防止対策等の推進

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用した職場における感染防止対策について、取組を推進する。

また、高齢労働者の感染防止対策等を推進するため、社会福祉施設など利用者等と密に接する業務を簡素化するための設備的対策に要する経費の補助金（エイジフレンドリー補助金）を周知する。

3 柔軟な働き方がしやすい環境整備

テレワークについて、適正な労務管理の下で安心して働くことができるテレワークの導入・定着促進を図るため、「テレワークの適切な導入及

び実施の推進のためのガイドライン」の周知を行うとともに、「岩手働き方改革推進支援センター」での相談対応や人材確保等支援助成金の支給により、テレワークの導入・実施を行う中小企業事業主を支援する。

第3 ハローワークの支援の充実、円滑な労働移動等の推進

1 ハローワークの支援の充実

(1) デジタル化の推進

ハローワークの支援を利用しやすいものとするため、オンラインサービスの充実、利用促進に取り組む。

ハローワークインターネットサービスの機能拡充等により、ハローワークに来所しなくてもオンラインで可能となっているサービス（求人閲覧、オンライン相談、ハローワークからの職業紹介、求人への自主応募等）の利用を促進するとともに、求職者マイページを活用した求人情報提供やSNSを活用した情報発信を充実させる。

(2) 人手不足分野の人材確保

医療・介護・保育・建設・警備などの人手不足分野での人材確保を促進するため、ハローワーク盛岡に設置している「人材確保対策コーナー」を中心に、求職者へのきめ細かな相談、職業訓練や講習へのあっせん、求人者に対する求人充足に向けた条件緩和指導などのマッチング支援を実施する。

また、ナースセンターや福祉人材センター、介護労働安定センター等の関係機関と連携した人材確保支援（就職相談会、職場見学会、就職面接会等）に取り組む。

(3) 地域のニーズに対応した職業訓練の実施、活用促進

岩手県地域職業能力開発促進協議会において、訓練修了者や企業等へのヒアリングによる訓練効果の把握・検証を行うなど、地域のニーズに対応した職業訓練コースの設定を促進する。

ハローワークにおいては、やむを得ず離職した方の再就職、人手不足分野への職種転換等を促進するため、必要な技能・知識を習得するための職業訓練の受講を積極的に促す。

また、雇用保険を受給できない者には求職者支援制度の活用も積極的に促す。

さらに、職業訓練を通じて身につけた技能・知識を活かした就職を実現させるため、訓練期間中から訓練修了後まできめ細かな支援を実施し、再就職の促進を図る。

(4) 自治体との連携による雇用対策の推進

地域雇用の様々な課題に対応するため、各自治体（岩手県、北上市、久慈市、一関市及び平泉町）と締結している雇用対策協定に基づき、労働局と自治体がそれぞれの強みを活かし、連携して地域の実情に応じた雇用対策を実施する。

また、岩手県、盛岡市、奥州市と実施している一体的実施施設については、各機関と連携を図り、円滑に運営する。

その他の地域においても、人手不足対策、若者の地元定着、U・Iターンの促進等について、各自治体と連携して取り組む。

2 円滑な労働移動等の推進

(1) 雇用維持及び在籍型出向の取組の支援

在籍型出向は、労働者の雇用維持や人材の有効活用に資するとともに労働者のキャリアアップ・能力開発にも効果がある。

そのため、(公財)産業雇用安定センター等関係機関と連携して、産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース、スキルアップ支援コース等)の活用促進に取り組む。

(2) 賃金上昇を伴う労働移動の推進等

賃金上昇を伴う労働移動を促進するため、労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）、中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース)、特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）等の活用促進に取り組む。

また、従業員の人材育成に取り組む事業主を支援する人材開発支援助成金の活用を促し、労働生産性の向上を促進する。

第4 多様な人材の活躍促進

1 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

(1) 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保

令和4年7月8日から改正女性活躍推進法により常用雇用労働者数301人以上の事業主に新たに義務付けられた男女の賃金の差異に係る情報公表について、報告徴収等の実施により着実に履行確保を図るとともに、えるぼし認定の取得を促す。併せて、募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における均等取扱いについて、報告徴収等の実施により、男女雇用機会均等法の履行確保を図る。

また、妊娠等を理由とする解雇・雇止め等不利益取扱いの禁止について、特に非正規雇用労働者についても正社員と同様にあってはならないことから、相談が寄せられた場合は速やかに必要な指導を行う。

(2) 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援
ア 育児・介護休業法の周知及び履行確保

令和5年4月から施行される1,001人以上の事業主を対象とした育児休業等取得状況の公表の義務化について、着実な履行確保を図るとともに、令和4年より改正されている「産後パパ育休」(出生時育児休業)を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知徹底を図る。

併せて、労働者の権利侵害や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収を行うとともに、法違反の場合は是正指導を行う。

イ 男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

「産後パパ育休」のほか、男性の育児に資する制度について、積極的に周知を行うとともに、両立支援等助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図る。さらに、新型コロナウイルスの対応として小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために、特別休暇制度及び両立支援制度を導入した事業主への支援を行う。

ウ 次世代育成支援対策の推進

「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び「くるみんプラス」の認定基準を広く周知するとともに、認定については、優秀な人材の確保や公共調達時に加点評価されること等のメリットを周知し、認定申請に向けた働きかけを積極的に行う。また、県内の魅力ある企業を発信するために、認定取得企業の取組内容等を広く周知する。

(3) ハローワークのマザーズコーナー等による子育て中の女性等に対する就職支援

子育てをしながら就職を希望する女性等に対しては、ハローワークにおいて、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施する。

盛岡、宮古、一関、水沢、北上の各ハローワークマザーズコーナーでは、お子様連れでも相談しやすい環境を整えるとともに、来所しなくても求職活動ができるよう、オンライン相談やLINE等のSNSを活用した情報発信を実施する。

2 若者、非正規雇用労働者等への支援

(1) 若者への就職支援

ア 新規学卒者等への支援

新規学卒者等を対象に、新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターによるキャリア支援や心理的サポートも含めた個別支援を実施する。

学校と連携し、学校での出張相談を行うとともに、就職活動が困難な学生等を新卒応援ハローワークに誘導する。

また、若者雇用促進法に基づくユースエール認定企業の紹介冊子や動画公開により県内優良企業の情報発信に取り組む。

これらの支援策の実施にあたっては、県や使用者団体・労働者団体・教育機関等の関係機関で構成される「いわてで働こう推進協議会」において情報共有を図る。また、各機関の支援策の周知など、相互に連携して取り組む。

イ フリーターへの支援

フリーターについては、わかもの支援コーナー（ハローワーク盛岡菜園庁舎）や各ハローワークにおいて、担当者制による就職プランの作成、各種セミナーの開催、履歴書・職務経歴書の作成支援、模擬面接などにより正社員就職を支援する。

ウ 若年無業者等への支援

若年無業者については、労働局・ハローワークと地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）の連携体制を整え、ハローワークに来所した求職者のうちサポステの支援が必要な者をサポステに誘導するとともに、サポステの支援を経てハローワークに誘導された者への就職支援を実施する。

(2) 就職氷河期世代の活躍支援

ハローワーク盛岡菜園庁舎に設置した就職氷河期世代専門窓口において、アドバイザーが求職者とともに作成した個別支援計画に基づいて、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練等へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた個別求人開拓、就職後の定着支援まで多様なメニューによる一貫した支援を実施する。

また、氷河期世代の限定求人や歓迎求人を開拓するとともに、就職氷河期世代の求職者と企業との相互理解を促すための「職場実習・体験（インターン）」の受け入れ事業所の開拓にも取り組む。

就労に当たって課題を有する者に対しては、必要に応じてサポステ

とも連携し、課題に応じた支援を実施する。

(3) 地方自治体と連携した生活困窮者等に対する就労支援

生活保護受給者や生活困窮者等の就労による自立を促進するため、自治体との連携（盛岡市役所内の常設窓口設置、各福祉事務所等への巡回等）により相談支援を実施する。

また、相談支援において、住居確保給付金や生活福祉資金貸付の利用を希望する者を把握した場合は、制度を案内の上、関係機関への誘導を行う。

(4) 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

監督署から提供された情報を中心に、パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収を実施することにより、法の着実な履行確保を図るとともに、派遣労働者については、派遣先に雇用される通常の労働者との同一労働同一賃金の履行確保のため、労使協定書の点検、指導等を実施する。

「岩手働き方改革推進支援センター」による窓口相談や個別訪問支援、セミナーの実施等、業種別団体等に対する支援等、きめ細かな支援を行う。

非正規雇用労働者の正社員化（紹介予定派遣を通じた正社員化も含む）や処遇改善に取り組んだ事業主に対して、キャリアアップ助成金による支援を行う。

また、無期転換ルールの円滑な運用のため、制度の周知・啓発を図る。

(5) 改正職業安定法の施行及び人材ビジネス事業者への指導監督の徹底

令和4年10月に施行された改正職業安定法の周知及び指導監督の実施を通じて適正な運営を確保する。

また、労働者派遣法に規定する雇用安定措置に関する事項等、労働者派遣法および職業安定法等の適正な運営の確保のための指導監督に取り組む。

3 高齢者、障害者、外国人労働者に対する支援

(1) 高齢者の就労・社会参加の促進

ア 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備

令和3年4月から努力義務化された70歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、事業主と接触する機会を捉えて、65歳

を超える定年引き上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図る。

イ ハローワークの生涯現役支援窓口などでのマッチング支援

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワーク盛岡・一関・水沢に設置している「生涯現役支援窓口」において、シニア世代の就業ニーズ等を踏まえた職業相談、求職活動の方法（履歴書の書き方、面接の受け方等）に関するセミナー、職場見学などを行うとともに、シニア世代の採用に意欲的な事業所や就業ニーズにマッチする求人の開拓を実施する。

また、多様な就業ニーズに対応するため、シルバー人材センターが提供可能な就業情報を定期的に把握し、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する者には、シルバー人材センターへの誘導を行う。

(2) 障害者の就労促進

ア 障害者雇用率未達成企業等への障害者の雇い入れ支援

令和5年4月から新たな雇用率が設定され、令和6年4月に法定雇用率の引き上げが予定されており、雇用率未達成企業の増加が懸念される。

そのため、特に、障害者の雇用経験やノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援を実施するなど、障害者の雇い入れ支援を行う。

また、公務部門（県や市町村の機関）においても、雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう、労働局及びハローワークから啓発・助言等を行う。

イ 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに専門の担当者を配置し、事業所に対する啓発、課題解決のための相談や求職者に対する専門的なカウンセリング等、多様な障害特性に対応した支援を行う。

(3) 外国人労働者に対する支援

ア 外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保、改善の取組促進

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助を行う。

イ 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の整備

監督署においては、関係機関との連携のもと労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等の周知により、労働災害防止対策を推進する。

【資料編】

- 1 令和5年度岩手労働局主要業務予定表
- 2 令和5年度岩手労働局広報計画表

令和5年度岩手労働局主要業務予定表

(No.1)

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
総務課	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規採用職員辞令交付(4/3) ○ 出納官吏等交替検査(4/3) ○ 新規採用職員研修(局内・4/3) ○ 労働行政職員基礎研修(4/12~14 or 4/19~21) 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期健康診断(一般・VDT)開始(～令和6年1月) ○ 労働基準監督官採用第1次試験(6/4) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員安全週間(7/1~7) ○ 庶務会計内部監査指導 ○ 健康安全委員会 ○ 共済組合運営協議会 ○ 業務簡素化検討委員会 		
	労働保険徴収室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新任適用徴収職員研修 ○ 収入官吏交替検査(4/1) ○ 未手続事業一掃対策協議会(第1回) ○ 滞納整理強化月間 ○ 新任監督署長・副署長研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 督促状発送(第4期分) ○ 労働保険年度更新業務担当者会議 ○ 東北北3局労働保険徴収室会議(主催局:岩手局) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年度更新業務 ○ 個別事業主に対する年度更新等記載相談会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年度更新業務 ○ 事務組合監査・指導(算調) ○ 滞納整理強化月間 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年度更新業務 ○ 事務組合監査・指導(算調) ○ 労働保険事務組合事務担当者基礎研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年度更新業務 ○ 事務組合監査・指導(算調) ○ 岩手社会保険・労働保険徴収事務連絡協議会(第1回) ○ 未手続事業一掃対策協議会(第2回) ○ 労災補償業務監察同行による業務指導
雇用環境・均等室	雇用環境・均等室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手紛争調整委員会(下) ○ 岩手紛争調整委員会調停委員会(下) ○ 「学生アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン4~7月 ○ 署・所長合同会議 ○ 記者懇談会(28日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手地域産業労働懇談会<経営>(中) ○ 記者懇談会(30日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手地域産業労働懇談会<労働>(下) ○ 岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会(下) ○ 記者懇談会(30日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年休取得促進(夏季休暇) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記者懇談会(1・29日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記者懇談会(29日)
	監督課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 転入監督官会議 ○ 監督業務担当者会議 ○ 方面主任・監督課長会議 ○ 労働基準分科会 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人労働者問題啓発月間 ○ (労働基準監督官採用第1次試験) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方労働基準監察 		
労働基準部	健康安全課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安特・衛特事業場集合指導会 ○ 新任安全衛生主務課長・担当者研修 ○ 安全衛生主務課長会議 ○ 安全衛生業務担当者会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設工事関係者連絡会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全運転管理者講習(6~12月) ○ 健康管理手帳交付者に対する健康診断(じん肺、石棉、コーラタール)(~8月) ○ 全国安全週間準備期間 ○ 岩手県地域両立支援推進チーム会議 ○ SAFE協議会(小売・社会福祉) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国安全週間(7/1~7) ○ 安全衛生労働局長表彰式(7/3) ○ 安全衛生労使専門家会議 ○ 安全衛生業務指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録教育機関・登録検査業者監査指導(~12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手県産業安全衛生大会(9/28) ○ 安全衛生業務指導 ○ 全国労働衛生週間準備期間
	資金室		<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手地方最低賃金審議会 ○ 最低賃金基礎調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手地方最低賃金審議会委員による実地視察 ○ 最低賃金基礎調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手地方最低賃金審議会 ○ 最低賃金基礎調査 ○ 賃金構造基本統計調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手地方最低賃金審議会 ○ 賃金構造基本統計調査 ○ 最低工賃実態調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手地方最低賃金審議会 ○ 賃金構造基本統計調査 ○ 最低工賃実態調査
労働基準部	労災補償課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新任監督署長(副署長)研修(上) ○ 労災業務初任者研修 ○ 労災補償業務指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労災補償業務監察(机上) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労災補償業務監察(机上) ○ 労災補償業務監察(通信) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労災補償業務監察(通信) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労災補償業務監察(通信) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労災補償業務監察(実地) ○ 北海道・東北ブロック労災補償課長会議(福島) ○ 給付業務担当者研修
	職業安定課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手労働関係連絡調整会議職業安定分科会 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 県下統括職業指導官等会議 ○ 給付担当者会議 ○ 雇用保険業務監察 ○ 岩手県生活保護受給者等就労自立促進協議会 ○ 岩手子育て女性の就職支援協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用保険業務監察 ○ 県下公共職業安定所長会議 ○ 適用担当者会議 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用保険業務監察 ○ 生保事業担当者研修会 ○ 人材確保対策推進協議会
職業安定部	需調室						
	訓練室			<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業訓練担当者連絡会議 			
職業安定部	職業対策課		<ul style="list-style-type: none"> ○ 北上市雇用対策協定運営協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人労働者問題啓発月間 ○ 岩手県農林漁業就業支援連絡協議会 ○ 国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習 ○ 長期療養者就業支援担当者連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者及び障害者雇用状況報告(6・1調査) ○ 岩手県障害者技能競技大会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者及び障害者雇用状況報告(6・1調査) ○ 特別支援学校就労支援セミナー(8月~10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者就職相談会(盛岡地区・県南地区)(9月~11月) ○ 国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習

		10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
総務課	○ 国家公務員健康週間(10/1~7) ○ 庶務会計内部監査指導	○ 庶務会計内部監査指導 ○ 労働行政職員基礎研修(共通採用:11/1~2 or 11/9~10 or 11/16~17)(基準:11/30~12/1)	○ 国家公務員倫理月間 ○ ハラスメント防止週間(12/4~10)	○ 永年勤続職員表彰 ○ 庶務会計内部監査指導		○ 労働基準監督官・厚生労働事務官採用試験説明会(2~3月)	○ 出納官更等定時検査(3/29) ○ 辞令伝達交付式(3/29) ○ 庶務会計主務課長・担当者会議 ○ 新任局課室長・署所長研修
	○ 事務組合監査・指導(算調) ○ 滞納整理強化月間 ○ 労災補償業務監察同行による業務指導	○ 労働保険未手続事業一掃強化期間 ○ 事務組合監査・指導(算調) ○ 算定基礎調査(個別) ○ 督促状発送(第1期分)	○ 事務組合監査・指導(算調) ○ 算定基礎調査(個別) ○ 債権整理月間	○ 事務組合監査・指導(算調) ○ 算定基礎調査(個別) ○ 滞納整理強化月間 ○ 督促状発送(第2期分)	○ 岩手社会保険・労働保険徴収事務連絡協議会(第2回) ○ 算定基礎調査(個別)	○ 労働保険主務課長(基準)会議 ○ 収入官吏定時検査(3/31) ○ 新任労働保険主務課長(基準)研修 ○ 滞納整理強化月間 ○ 督促状発送(第3期分) ○ 未手続事業一掃対策協議会(第3回)	
雇用環境・均等室	○ 合同労働相談会(上) ○ 年休取得促進(促進月間) ○ 記者懇談会(31日)	○ 岩手地方労働審議会(上) ○ しわ寄せ防止キャンペーン月間	○ 記者懇談会(1・26日) ○ 運営方針策定会議(中) ○ ハラスメント撲滅月間 ○ 年休取得促進(年末年始)	○ 記者懇談会(30日)	○ 岩手労働関係連絡調整会議(中)(知事懇談会) ○ 広報委員会(下)	○ 記者懇談会(1・29日) ○ 岩手地方労働審議会(中) ○ 年休取得促進(春季)	
労働基準部	監督課	○ 地方労働基準監察 ○ 技術研修	○ 過労死等防止啓発月間(過重労働解消キャンペーン)	○ 建設業一斉監督 ○ 司法協議会	○ 最賃監督 ○ 司法研修	○ 最賃監督	○ 署長会議 ○ 一主任・監督課長会議 ○ 監督指導業務計画調整会議
	健康安全課	○ 全国労働衛生週間(10/1~7) ○ 技術研修	○ 年末年始無災害運動準備期間	○ 年末年始無災害運動(12/1~) ○ 東北6局局長/パトロール ○ 健康管理手帳交付者に対する健康診断(石綿、コールタール(~2月))	○ 年末年始無災害運動(~1/31)	○ STOP!転倒災害プロジェクト ○ SAFE協議会(小売・社会福祉)	○ 安全衛生主務課長会議 ○ 安全衛生業務計画調整会議
	資金室	○ 岩手地方最低賃金審議会	○ 家内労働概況調査	○ 最低工資専門部会	○ 最低工資専門部会	○ 最低工資専門部会	○ 岩手地方最低賃金審議会
	労災補償課	○ 労災補償業務監察(実地)			○ 労災指定医療機関個別指導	○ 労災指定医療機関個別指導	○ 労災主務課長会議(上) ○ 新任労災主務課長研修(下)
	職業安定課	○ 県下公共職業安定所債権管理・回収担当者研修会 ○ 雇用保険業務監察	○ 職業安定監察 ○ 雇用保険業務監察 ○ 債権管理・回収強化月間	○ 職業安定監察 ○ 雇用保険業務監察			○ 岩手県高等学校就職支援問題検討会議 ○ 職業安定所長会議
職業安定部	訓練室	○ 訓練実施機関向け就職支援スキルアップセミナー	○ 岩手県地域職業能力開発促進協議会(第1回)	○ 派遣元事業所セミナー		○ 全国需給調整事業担当部課(室)長会議	
職業対策課	○ 岩手県における「外国人雇用状況」の届出状況			○ 岩手県在籍型出向等支援協議会	○ 障害者の雇用の促進及び障害者雇用率達成集中指導期間(~3月)	○ 新任障害者業務担当者研修 ○ 岩手県総合就労支援一体的運営協議会 ○ 岩手県雇用対策協定運営協議会	

令和5年度 岩手労働局広報計画表

(No. 1)

発表月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
労働局	○報道関係記者懇談会(28日)	○報道関係記者懇談会(30日)	○報道関係記者懇談会(30日)		○報道関係記者懇談会(1・29日)	○報道関係記者懇談会(29日)	○報道関係記者懇談会(31日)
総務課							
労働保険徴収室		○令和5年度労働保険年度更新等 手続(6月1日~7月10日) <6月>					○労働保険未手続 事業一掃強化期間 <11月>
雇用環境均等室			○令和4年度個別労働紛争解決制度 施行状況			○合同労働相談会	
監査課						○令和4年度長時間労働が疑われる 事業場への監督指導結果	○過労死等防止啓 発月間 <11月>
健康安全課	○令和4年(1月~12月)労働災害 発生状況(確定)	○全国安全週間 <7月> ○熱中症防止対策	○安全衛生労働局長 表彰 <7月>		○全国労働衛生週間 <10月> ○岩手県産業安全衛生大会 (9/28)		
賃金室				○県最賃改正諮問に係る 広報	○県最賃の改正決定 (予定)	○改定県最賃の周知・ 広報	○産別最賃の改正決定 (予定)
労災補償課							
職業安定課	○令和5年3月新規大卒者等 就職内定状況(最終)		○令和6年3月新規高卒 予定者対象求人の受理状況	○令和5年3月新規高卒者の 職業紹介状況(最終) ○ひとり親全カサポート キャンペーン<8月>			
訓練室							
職業対策課		○外国人労働者問題 啓発月間 <6月> ○令和5年度北上市 雇用対策協定事業計画	○令和5年度岩手県 雇用対策協定事業計画				

※ 「記者懇談会」は「一般職業紹介状況」の公表日(全国一律)に合わせて開催している。
 ※ 通常、「記者懇談会」又は「投げ込み」による発表とし、< >はイベント等の実施月である。

発表月	11月	12月	1月	2月	3月	定期	随時・その他
労働局		○報道関係記者懇談会(1・26日)	○報道関係記者懇談会(30日)		○報道関係記者懇談会(1・29日)		
総務課				○労働基準監督官採用試験(～3月)	○定期人事異動		
労働保険徴収室							○電子申請の利用促進
雇用環境・均等室	○ハラスメント撲滅月間						○次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 ○女性活躍推進法に基づく認定企業 ○地方労働審議会開催状況(議事録)
監査課	○局長によるベストプラクティス企業訪問	○令和4年定期監督指導結果		○建設業一斉監督結果			○司法送検
健康安全課	○いわて年末年始無災害運動(12月-1月)実施要綱 ○いわて」年末年始無災害運動イベント<12/1>	○東北6局局長パトロール			○熱中症防止対策	○労働災害発生状況(速報)	○局長安全パトロール
賃金室	○改定産別最賃の周知・広報						
労災補償課							
職業安全課	○総合評価に係る取組状況等(令和4年度総括)					○一般職業紹介状況	○新規学校卒業者就職内定状況等 ○若者雇用促進法に基づく認定制度(ユースエール)認定企業
訓練室	○人材開発促進月間<11月>						
職業対策課		○令和5年障害者雇用状況報告結果 ○岩手県在籍型出向等支援協議会<1月> ○岩手県における令和5年「高齢者雇用状況」集計結果	○岩手県における「外国人雇用状況」の届出状況				